

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第5号
令和8年2月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項及び岡山県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者の設置に関する規程第2条第3項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合長職務代理者について、下記のとおり定める。

岡山県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 小 倉 博 俊



記

1 広域連合職務代理者の職名および氏名

岡山県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 小 倉 博 俊

2 職務代理期間

令和8年2月19日から岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月24日岡山県指令市第15号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長の当選人が定まるまで